

(その1)

収支報告書

令和3年分
開催分

(ふりがな) さわだりょうこうえんかいりょうしょうかい /

1 政治団体の名称 沢田良後援会良翔会,

2 主たる事務所の所在地 さいたま市南区根岸2-22-14,
メゾンフェニックス1F

3 代表者の氏名 澤田 良 /

4 会計責任者の氏名 澤田 良 /

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
<input type="checkbox"/> 政党の支部	<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金団体	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
<input type="checkbox"/> 有	
<input checked="" type="checkbox"/> 無	
公職の種類 (現職・候補者の別)	
資金管理団体の届出をした者の氏名	

国会議員関係政治団体の区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名 澤田 良 /	
公職の種類 衆議院議員 (現職・候補者の別) (現職)	
公職の候補者の氏名(2人目)	
公職の種類 (現職・候補者の別)	
公職の候補者の氏名(3人目)	
公職の種類 (現職・候補者の別)	

事務担当者の氏名

吉村 豪介

(電話) 03-3508-7526

(電話)

(電話)

告示用コード	団体コード	收受	入力	枚数
100230	212866	WA		17 9



資金管理団体の指定の期間	
から	まで
(*複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
から	まで
(*複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	7,568,676 /
(前年からの繰越額)	2,981,254 /
(本年の収入額)	4,587,422 /
支 出 総 額	4,563,960 /
翌年への繰越額	3,004,716 /

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	3,767,422 /	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	820,000 /	
小計 (ア) + (イ) + (ウ)	4,587,422 /	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合計 (ア + イ)	4,587,422 /	

(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分		
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	1. 個人 職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考
1	澤田 良	51,398	R3/11/30	埼玉県さいたま市南区辻2-21-20	衆議院議員	
2	澤田 良	36,024	R3/12/31	埼玉県さいたま市南区辻2-21-20	衆議院議員	
3	(小計)	87,422	/			
4	齋藤 武	50,000	R3/7/14	東京都港区南青山4-1-6-7F	会社役員	
5	大橋 隆重	50,000	R3/7/15	埼玉県さいたま市見沼区東宮下2-32-4	会社役員	
6	田子 俊哉 /	50,000	R3/6/22	埼玉県さいたま市南区文蔵3-5-2 /	会社役員	
7	高橋 建太	10,000	R3/4/1	埼玉県さいたま市浦和区東仲町8-2-203	会社役員	
8	高橋 建太	50,000	R3/7/29	埼玉県さいたま市浦和区東仲町8-2-203	会社役員	
9	(小計)	60,000	/			
10	小川 加奈子 /	50,000	R3/5/21	埼玉県さいたま市浦和区常盤1-1-11-305 /	パート従業員	
11	森島 秀之	50,000	R3/8/6	埼玉県白岡市西3-9-4	会社員	
12	北見 圭一	20,000	R3/4/1	埼玉県さいたま市大宮区吉敷町1-64-1-1004	会社代表	
13	北見 圭一	300,000	R3/4/28	埼玉県さいたま市大宮区吉敷町1-64-1-1004	会社代表	
14	北見 圭一	1,000,000	R3/10/16	埼玉県さいたま市大宮区吉敷町1-64-1-1004	会社代表	
15	(小計)	1,320,000	/			
	この頁の小計	1,717,422	/			

(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分		1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考	
16	白岩 智	50,000	R3/4/28	埼玉県桶川市東2-4-12	会社役員		
17	池田 昌啓	100,000	R3/5/14	埼玉県さいたま市南区辻7-11-3	会社員		
18	山岸 平二	20,000	R3/4/1	埼玉県さいたま市浦和区常盤9-27-10	会社役員		
19	山岸 平二	40,000	R3/4/28	埼玉県さいたま市浦和区常盤9-27-10	会社役員		
20	山岸 平二	30,000	R3/10/24	埼玉県さいたま市浦和区常盤9-27-10	会社役員		
21	(小計)	90,000	/				
22	浅野 貴之	200,000	R3/8/5	埼玉県さいたま市中央区上落合3-4-22	会社代表		
23	浅野 貴之	500,000	R3/10/6	埼玉県さいたま市中央区上落合3-4-22	会社代表		
24	(小計)	700,000	/				
25	積田 鉄也	500,000	R3/10/12	埼玉県さいたま市浦和区領家3-17-21	会社代表		
26	浦田 真敬	50,000	R3/5/10	埼玉県さいたま市浦和区北浦和3-16-7-105	会社員		
27	土屋 秀嗣	50,000	R3/9/24	埼玉県さいたま市桜区田島1-6-6	会社員		
28	積田 優	20,000	R3/4/1	埼玉県さいたま市緑区原山1-8-3	会社代表		
29	積田 優	200,000	R3/7/8	埼玉県さいたま市緑区原山1-8-3	会社代表		
30	(小計)	220,000	/				
	この頁の小計	1,760,000	/				

(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分		1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備考	
31	梶田 勝仁	30,000	R3/12/9	徳島県小松島市中田町字新開48番地	会社役員		
32	原 寛	10,000	R3/12/1	埼玉県さいたま市南区大谷場1-5-10-2	会社員		
33	中村 裕	10,000	R3/12/9	埼玉県さいたま市南区大字太田窪2142-2-205	会社員		
	この頁の小計	50,000					
	その他の寄附	240,000					
	合計	3,767,422					



(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分	3. 政治団体	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考
1	石井苗子ときぼうの会	300,000	R3/5/13	東京都文京区湯島1-10-5 湯島D&Aビル6F	石井苗子	
2	石井苗子ときぼうの会	400,000	R3/7/15	東京都文京区湯島1-10-5 湯島D&Aビル6F	石井苗子	
3	(小計)	700,000	/			
4	日本維新の会参議院比例区第4 支部	100,000	R3/10/13	茨城県取手市片町296	石井章	
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	800,000	/			

(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分	3. 政治団体	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備考
16						
	この頁の小計	0				
	その他の寄附	20,000				
	合計	820,000				

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	2,960,000		
(2) 光 熱 水 費	0		
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	608,395	/	
(4) 事 務 所 費	385,763	/	
小 計	3,954,158	/	0
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	0		
(2) 選 挙 関 係 費	0		
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費	58,600	<	0
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	0		
イ 宣 伝 事 業 費	58,600	/	
ウ 政 治 資 金 パ ー テ ィ ー 開 催 事 業 費	0		
エ そ の 他 の 事 業 費	0		
(4) 調 査 研 究 費	0		
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	551,202	/	
(6) そ の 他 の 経 費	0		
小 計	609,802	/	0
合 計	4,563,960	/	

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	スーツ代	277,200	R3/11/19	GINZA GlobalStyle /	東京都豊島区南池袋2-27-8	
2	スーツ代	230,000	R3/11/19	GINZA GlobalStyle /	東京都豊島区南池袋2-27-8	
3	スーツ代	47,200	R3/11/19	GINZA GlobalStyle /	東京都豊島区南池袋2-27-8	
4	シューズ代	42,400	R3/11/13	アシックスウォーキング川口	埼玉県川口市川口1-1-1-2F	
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	596,800	/			
	その他の支出	11,595	/			
	合 計	608,395	/			

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	宣伝用自動車修理代	55,000	R3/7/23	ホクエツ自動車販売株式会社	埼玉県川口市芝4424-1	
2	政治資金監査料	33,000	R3/3/29	税理士法人I&O 岡本事務所	東京都八王子市横山町2-6-5	
3	携帯代金	11,496	R3/10/27	NTTドコモ	東京都千代田区永田町2-11-1	
4	携帯代金	11,716	R3/9/27	NTTドコモ	東京都千代田区永田町2-11-1	
5	携帯代金	11,454	R3/5/27	NTTドコモ	東京都千代田区永田町2-11-1	
6	携帯代金	11,407	R3/6/28	NTTドコモ	東京都千代田区永田町2-11-1	
7	携帯代金	11,407	R3/7/27	NTTドコモ	東京都千代田区永田町2-11-1	
8	携帯代金	11,496	R3/8/28	NTTドコモ	東京都千代田区永田町2-11-1	
9	携帯代金	11,406	R3/2/27	NTTドコモ	東京都千代田区永田町2-11-1	
10	携帯代金	11,406	R3/1/27	NTTドコモ	東京都千代田区永田町2-11-1	
11	携帯代金	11,407	R3/4/25	NTTドコモ	東京都千代田区永田町2-11-1	
12	携帯代金	11,407	R3/3/27	NTTドコモ	東京都千代田区永田町2-11-1	
13	宣伝用自動車修理代	168,710	R3/3/31	加藤石油株式会社	埼玉県越谷市千間台西2-5-7	
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	371,312	/			
	そ の 他 の 支 出	14,451	/			
	合 計	385,763	/			

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		4. 宣伝事業費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主 たる事務所の所在地)	備 考
1	自動車税	58,600	3/5/25	埼玉県自動車税事務所	埼玉県さいたま市大宮区下町3-8-3	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	58,600				
	その他の支出					
	合 計	58,600				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		8. 寄附・交付金	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	寄付金	備 考
					支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	
1	寄付金	551,202	R3/1/1	日本維新の会衆議院埼玉県第15選挙区支部	埼玉県さいたま市南区辻2-21-20	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	551,202	/			
	その他の支出	0				
	合 計	551,202	/			

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和4年 5月 27日

政治団体の名称 沢田良後援会良翔会

会計責任者の氏名

澤田

良



代表者の氏名

（代表者については解散時のみ記入すること）

政治資金監査報告書

令和 4 年 5 月 29 日

澤田良後援会良翔会
代表 澤田 良 殿

登録政治資金監査人

菅野 喜



登録番号 第291号

研修修了年月日 平成20年9月26日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、澤田良後援会良翔会の令和3年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、澤田良後援会良翔会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

澤田良後援会良翔会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、澤田良後援会良翔会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上